

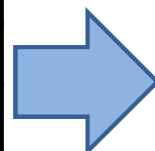
令和元年度(2019年度) 宇部市教育支援委員会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
一号委員 学識経験者	1	福永 浅乃	元黒石小学校長
	2	稗田 暢子	総合相談支援センターぷりずむ 所長
	3	はたち 甘 麻乃	宇部フロンティア大学短期大学部 発達心理学
	4	酒木 保	山口県公認心理師協会
二号委員 医 師	5	村上 俊雄	宇部市医師会 小児科・アレルギー科
	6	小早川 節	宇部市医師会 内科・心療内科
	7	高橋 一雅	山口大学医学部附属病院 新生児学 小児発達
三号委員 関係行政機関職員	8	品川 愛紗	山口県宇部児童相談所
四号委員 関係教育 機関職員	9	内田 京子	宇部市小学校特別支援教育研究会長 岬小学校長
	10	中村 昇	宇部市中学校特別支援教育研究会長 神原中学校長
	11	福隅 隆行	山口県立宇部総合支援学校教諭 地域コーディネーター
	12	長尾 智子	神原中学校教諭 地域コーディネーター
	13	井上 健	岬小学校教諭 地域コーディネーター
	14	礒田 和秀	常盤中学校教諭 校内コーディネーター 宇部市中学校特別支援教育研究会理事長
	15	三隅 和恵	西岐波小学校教諭 校内コーディネーター 宇部市小学校特別支援教育研究会理事長
	16	河村 真理子	宇部市保育園連盟 宇部市立新川保育園 園長
	17	山口 和子	宇部市私立幼稚園連合会 明光幼稚園 園長

任期:2019年6月1日～2021年5月31日(2年間)

教育支援委員会委員について

	平成30年度(2018年度)	
1号委員	由井 桂子	元校長
学識経験者	稗田 暢子	総合相談支援センターぶりずむ所長
	廿 麻乃	宇部フロンティア大学短大学部長推薦
	松田 敦子	山口県公認心理師協会 会長推薦
2号委員	猪熊 和代	医師会長推薦:小児科
医師	延谷 壽夫	医師会長推薦:整形外科
	高橋 一雅	山大病院長推薦:小児科
3号委員 関係行政機関	入江 直子	宇部児童相談所長推薦
4号委員 教育関係者	安平 秀行	小学校特別支援教育研究会 会長 (小学校サブセンター校 校長)
	中村 昇	中学校特別支援教育研究会 会長 (中学校サブセンター校 校長)
	福隅 隆行	宇部総合支援学校 校長推薦 (小学校地域コーディネーター)
	長尾 智子	中学校特別支援教育研究会 会長推薦 (中学校地域コーディネーター)
	上符 至成	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 (小学校地域コーディネーター)
	河野 行子	小学校特別支援教育研究会 会長推薦
	村上 英子	小学校特別支援教育研究会 会長推薦
	河村真理子	宇部市保育連盟会長推薦 (宇部市立新川保育園 園長)
	丸田 幸正	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 (宇部さゆり幼稚園 園長)
	17名	



	平成31年度(2019年度)	
	福永 浅乃	元校長
	稗田 暢子	総合相談支援センターぶりずむ所長
	廿 麻乃	宇部フロンティア大学短大学部長推薦
	酒木 保	山口県公認心理師協会 会長推薦
	村上 俊雄	医師会長推薦:小児科 (むらかみこどもクリニック院長)
	小早川 節	医師会長推薦:精神科 (波乗りクリニック院長)
	高橋 一雅	山大病院長推薦:小児科
	品川 愛紗	宇部児童相談所長推薦
	内田 京子	小学校特別支援教育研究会 会長 (小学校サブセンター校 校長)
	中村 昇	中学校特別支援教育研究会 会長 (中学校サブセンター校 校長)
	福隅 隆行	宇部総合支援学校 校長推薦 (小学校地域コーディネーター)
	長尾 智子	中学校特別支援教育研究会 会長推薦 (中学校地域コーディネーター)
	井上 健	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 (小学校地域コーディネーター)
	磯田 和秀	中校特別支援教育研究会 会長推薦 (中学校特別支援教育研究会理事長)
	三隅 和恵	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 (小学校特別支援教育研究会理事長)
	河村真理子	宇部市保育連盟会長推薦 (宇部市立新川保育園 園長)
	山口 和子	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 (明光幼稚園 園長)
	17名	

○宇部市教育支援委員会条例

昭和六十三年三月二十九日

条例第十号

改正 平成二六年一二月二六日条例第四六号

(題名改称)

(設置)

第一条 障害のある児童、生徒等（次条において「障害児等」という。）に対する早期からの教育に関する相談及び支援並びに就学に関する指導、就学後の適切な教育その他の必要な教育的支援（次条において「教育支援」という。）の充実を図るため、宇部市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。

(平二六条例四六・全改)

(所掌事務)

第二条 教育支援委員会は、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害児等に係る教育支援に関する事項を調査審議する。

(平二六条例四六・追加)

(組織)

第三条 教育支援委員会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 医師
- 三 関係行政機関の職員
- 四 関係教育機関の職員

(平二六条例四六・旧第二条繰下・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二六条例四六・旧第三条繰下・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第五条 教育支援委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。
- 3 委員長は、教育支援委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平二六条例四六・旧第四条繰下・一部改正)

(会議)

第六条 教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二六条例四六・旧第五条繰下・一部改正)

(部会)

第七条 教育支援委員会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは部会を置くことができる。

- 2 部会は、教育支援委員会の委員で組織する。
- 3 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 前二条の規定は、部会に準用する。

(平二六条例四六・旧第六条繰下・一部改正)

(庶務)

第八条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平二六条例四六・旧第七条繰下・一部改正)

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、教育支援委員会の運営について必要な事項は、委員長が教育支援委員会に諮って定める。

(平二六条例四六・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日条例第四十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第二条第二項の規定により任命された宇部市就学指

導委員会（以下この項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により宇部市教育支援委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第四条第二項の規定により選任された委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第五条第二項の規定により委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

（宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 4 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

資料 2

宇部市立図書館協議会委員任命の件

新たに団体から推薦された委員候補

区 分	氏 名	所属・役職名	任期
学校教育の 関係者	フキアゲ シズエ 吹上 静恵	万倉小学校 校長	決裁日 ～ 令和2年5月31日
	ミズノ オサム 水野 修	黒石中学校 校長	決裁日 ～ 令和2年5月31日
る向家 う活上庭 も動に教 のを資育 行すの	カネコ ハナ子 金子 華子	宇部市PTA連合会 常任理事	決裁日 ～ 令和2年5月31日

辞任した委員

区 分	氏 名	所属・役職名	任期
学校教育の 関係者	ササキ トモコ 佐々木 智子	原小学校 校長	平成29年5月31日 ～ 令和2年5月31日
	カワベ テツヤ 河辺 哲也	東岐波中学校 校長	平成30年6月1日 ～ 令和2年5月31日
る向家 う活上庭 も動に教 のを資育 行すの	アオハラ 典子 青原 典子	宇部市PTA連合会 副会長	平成30年6月1日 ～ 令和2年5月31日

○宇部市立図書館協議会設置条例

昭和二十八年六月二十三日

条例第四十四号

改正 昭和三十五年三月三〇日条例第七号

平成二十四年三月三〇日条例第一三号

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条第一項の規定に基づき、宇部市立図書館に宇部市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平二四条例一三・一部改正）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

（平二四条例一三・全改）

第三条 委員の定数は、十人以内とする。

（平二四条例一三・追加）

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二四条例一三・旧第三条繰下・一部改正）

第五条 委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも、これを解任することができる。

（平二四条例一三・旧第四条繰下）

第六条 委員には、別に条例の定めるところにより報酬を支給し、及びその職務を行うために要した費用を弁償する。

（平二四条例一三・旧第五条繰下）

第七条 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平二四条例一三・旧第六条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年三月三十日条例第七号）

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日条例第十三号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。